

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
大森公共職業安定所における音声付表示器等の購入	東京都千代田区九段南1-2-1九段第三合同庁舎 東京労働局 支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 小林 淳	令和2年3月3日	株式会社 コーデック 北海道札幌市麻生町5-5-2	2430001039240	一般競争入札	3,710,300	1,958,000	52.8%				1者入札
東京労働局各公共職業安定所及び付属施設における無線LANルーターの導入	東京都千代田区九段南1-2-1九段第三合同庁舎 東京労働局 支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 小林 淳	令和2年3月9日	株式会社 ティーガイア 東京都渋谷区恵比寿4-1-18恵比寿ネオナート	5011001061661	一般競争入札	3,016,032	456,720	15.1%				1者入札
東京労働局におけるOffice Standard2019及びOffice Professional Plus2019のライセンス購入	東京都千代田区九段南1-2-1九段第三合同庁舎 東京労働局 支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 小林 淳	令和2年3月17日	株式会社 大塚商会 東京都千代田区飯田橋2-18-4	1010001012983	一般競争入札	9,596,140	8,402,610	87.6%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和元年度版衛法便覧の購入	東京都千代田区九段南1-2-1九段第三合同庁舎 東京労働局 支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 小林 淳	令和2年3月2日	株式会社 労働調査会 東京都豊島区北大塚2-4-5	9013301012464	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 当該書籍は、一般書店の取扱いはなく、左記業者と直接契約のみであるため。	3,337,455	2,971,705	89.0%					
令和2年度不正プログラム対策ソフトウェアの利用に係るライセンス契約の更新	東京都千代田区九段南1-2-1九段第三合同庁舎 東京労働局 支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 小林 淳	令和2年3月13日	株式会社ワイイー シーソリューションズ 神奈川県横浜市中区山下町22番地	9020001029549	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第3号 予定価格が160万円を超えない財産の買入に該当するため	1,520,970	1,262,866	83.0%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。